介護保険住宅改修の概要

目　次

１．介護保険住宅改修の概要　　　　　　　　　　　　Ｐ3

２．対象となる住宅改修の種類および内容　　　　　　Ｐ4

３．住宅改修に関する注意点　　　　　　　　　　　　Ｐ5

４．住宅改修費算定上の留意点　　　　　　　　　　　Ｐ5

５．支払方法の申請と手順　　　　　　　　　　　　　Ｐ６

　　　（１）償還払い制度　　　　　　　　　　　　　Ｐ６

（２）手続き・支給までの流れ（償還払い）　　Ｐ７

　　　（３）受領委任払い制度　　　　　　　　　　　Ｐ８

　　　　　　　　　　　　（４）手続き・支給までの流れ（受領委任払い）Ｐ９

７．住宅改修の申請に必要な書類　　　　　　　　　　Ｐ10

　　　（１）事前申請　　　　　　　　　　　　　　　Ｐ11

　　　（２）事後申請　　　　　　　　　　　　　　　Ｐ11

　　　８．住宅改修にかかるＱ＆Ａ　　　　　　　　　　　　Ｐ12～Ｐ15

１．介護保険住宅改修の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 内容 |
| 対象者 | 　**要支援１～２・要介護１～５と認定された方**　※要介護認定の申請前、有効期間外に住宅改修を行った場合は、対象外となります。　※要介護認定申請中に改修した場合は、認定結果がおりてから住宅改修費が支給されます。　　（認定結果が非該当となった場合は支給されません。） |
| 対象となる住宅 | 　**対象者が居住する（被保険者証記載の住所）住宅**　※一時帰宅するための改修や、一時的に身を寄せている住宅の改修工事は対象外となります。 |
| 種類 | 　**①手すりの取付け**　**②段差の解消**　**③滑りの防止および移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更**　**④引き戸等への扉の取替え**　**⑤洋式便器等への便器の取替え**　**⑥その他①から⑤の改修に付帯して必要となる改修**　※屋外部分の改修工事も対象となる場合があります。 |
| 支給限度基準額 | 　**１人あたり２０万円まで、その１割～３割が自己負担**　※１回の改修で使い切らず、数回に分けて利用することも可能です。　※支給限度基準額（２０万円）を超えた額については全額自己負担となります。再度２０万円まで利用できる場合（１）転居して住所が変わる場合　　　・改めて支給限度基準額に達するまで住宅改修費の支給が受けられます。　　　　（転居前の住居について支給限度基準額の残額があっても、転居後の住居については持ち越されず、２０万円となります。）（２）要介護状態が著しく重くなった場合の例外　　　・最初の住宅改修に着工した日と比べて、次のように要介護状態区分を基準として定める介護の必要の程度の段階が３段階以上重くなった場合には、例外的に、改めて支給限度基準額２０万円分の住宅改修が受けられます。　　　　※初回分の住宅改修について支給限度基準額の残額があっても、追加分に持ち越されず、２０万円となります。　　　　※１人の被保険者に対して１回しか適用されません。

|  |  |
| --- | --- |
| 初回の住宅改修着工日の要介護状態区分 | 追加の住宅改修着工日の要介護状態区分 |
| 要支援１ | 要介護３～５ |
| 要支援２・要介護１ | 要介護４・５ |
| 要介護２ | 要介護５ |

　　　　　（※詳細については、別紙「住宅改修の支給可能算定額の例外」を参照ください。） |

２．対象となる住宅改修の種類および内容

各参考事例は、あくまで一般的な事例を取り上げています。対象の可否についてあいまいなケースについては、対象者の身体状況等により個別に判断する場合がありますので、必ず事前にご相談ください。

|  |  |
| --- | --- |
| 種類 | 内容 |
| （１）手すりの取付け | ・廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防もしくは移動または移動動作に資することを目的として設置する改修。・手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なもの。 |
| （２）段差の解消 | ・居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差および玄関から道路までの通路等の段差または傾斜を解消するための改修。（具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等の改修。）※スロープの貸与、すのこの購入を置くことによる段差の改修や、昇降機、リフト、段差解消機等動力により段差を解消する機器を設置する工事は対象外となる。 |
| （３）滑りの防止および　　移動の円滑化等のための　　床または通路面の　　材料の変更 | ・居室においては畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更などの改修。 |
| （４）引き戸等への扉の取替え | ・開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等の改修。・引き戸等の新設により、扉位置の変更等に比べ費用が低廉に抑えられる場合は対象となる。 |
| （５）洋式便器等への　　　便器の取替え | ・和式便器を洋式便器に取り替えや、既存の便器の位置や向きを変更する改修。・和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは含まれるが、既に洋式便器である場合のこれらの機能の付加は対象外となる。・非水洗和式便器から水洗洋式便器または簡易水洗洋式便器に取り替える場合は、水洗化または簡易水洗化の部分は対象外となる。 |
| （６）その（１）から（５）の　　　改修に付帯して　　　必要となる改修 | ①手すりの取付け　・手すりの取付けのための壁の下地補強②段差の解消　・浴室の床のかさ上げに伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置③床または通路面の材料の変更　・床材の変更のための下地の補修や根太の補強または通路面の材料の変更のための路盤の整備④扉の取替え　・扉の取替えに伴う壁または柱の改修工事⑤便器の取替え　・便器の取替えに伴う給排水整備工事、便器の取替えに伴う床材の変更　　※水洗化または簡易水洗化に係るものを除く。 |

３．住宅改修に関する注意点

（１）要介護認定申請中または入所中や入院中の方（退所、退院が決まっている方）の事前申請による申請の承認後の工事着工は可能です。しかし、保険給付は要介護認定の結果が出た後や退所（院）した後になります。そのため、認定結果が「非該当」の場合や、退所（院）できない場合は、住宅改修費の支給を受けることはできません。また、一時帰宅中の支給申請は認められません。

（２）住宅の新築や居室の増築等の改修は対象外となります。

（３）着工後において、事前申請の内容と異なる改修が必要になった場合は、速やかに市へ連絡してください。

（４）老朽化や破損に伴う改修は認められません。

４．住宅改修費の算定上の留意事項

（１）住宅改修の前提として行われた設計および積算費用は、実際に住宅改修が行われなかった場合は支給対象となりません。

（２）住宅を新築する場合は支給対象となりません。増改築の際の、廊下の拡幅にあわせた手すりの取付け、便所の拡張に伴う和式便器の洋式便器への取替えは、手すりの取付けや便器取替えの費用に限って支給対象となります。

（３）支給対象となる改修と併せて支給対象外の工事も行われた場合、対象部分の抽出、按分等の適切な方法で支給対象費を算出します。

（４）対象者が自ら材料を購入し、本人や家族等により改修が行われる場合は、材料の購入費が支給対象となります。

（５）複数の要介護認定者が同一住宅に居住し、複数の要介護認定者についての改修が同時に行われた場合には、要介護認定者ごとに範囲を特定し、申請の対象となる改修の範囲が重複しないようにします。

５．支払方法と申請の手順

**（１）償還払い制度**

　　　・改修費用の全額（１０割）を事業者に支払い、その後市から保険給付分（７～９割）を受け取る。

**①住宅改修が必要な理由書の作成依頼**

　　　介護（予防）サービスを利用している方

　　　　・担当する介護支援専門員（ケアマネジャー）や地域包括支援センターの職員に作成を依頼する。

　　　介護（予防）サービスを利用していない方

　　　　・介護支援専門員（ケアマネジャー）や地域包括支援センターの職員、

　　　　　福祉住環境コーディネーター２級以上、１級建築士、理学療法士、作業療法士等に作成を依頼する。

**②事前申請**

　　　【提出書類】

　　　　１　住宅改修支給申請書

　　　　２　住宅改修が必要な理由書

　　　　３　図面

　　　　４　工事着工前の改修箇所ごとの写真（日付けがわかるもの）

　　　　５　住宅改修に要する費用の見積書

　　　　６　住宅の所有者の承諾書（住宅の所有者が対象者でない場合）

　　　　７　同意書（振込先口座名義人が対象者でない場合）

　**★事前申請の内容を審査、承認**

**⇒申請書類等に不備がない場合、窓口にて概ね３０分程度で支給申請書の「事前申請確認欄」に日付印を押印した支給申請書の写しをお渡しします。必ず受け取ってから着工してください。**

**③施工、完成、支払**

　　　・改修費用（全額）を施工業者に支払う。

**④事後申請**

　　　【提出書類】

　　　　１　改修後の改修箇所ごとの写真（日付けがわかるもの）

　　　　２　工事費内訳書

　　　　３　住宅改修に要した費用の領収書（全額）

　　**⑤支給**

　　　・改修が必要であると認められた場合、改修費の７～９割を市から指定口座へ振り込む。

**（２）手続き・支給までの流れ　償還払い制度**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 要介護（要支援）認定者 | 居宅介護支援事業所等 | 住宅改修事業者 | 市役所 |
| **事前申請**・支給申請書（※2）・住宅改修が必要な理由書・見積書・改修前の写真（日付けがわかるもの）・図面・住宅の所有者の承諾書（※3）・同意書（※4）担当ケアマネジャーがいる場合は、担当ケアマネジャーに依頼してください。住宅改修の相談申請書の写工事の依頼工事完了後に工事費の支払い**事後申請**・領収書原本・工事費内訳書・改修後の写真支給決定通知改修費の振込 | 事後申請受理後、振込みまでに２、３ヶ月かかります。住宅改修が必要な理由書の作成（※1）申請をケアマネジャーや住宅改修事業者へ依頼することができます。申請をケアマネジャーや住宅改修事業者へ依頼することができます。 | 見積書の作成工事着工領収書及び工事費内訳書の作成 | 適正であった場合は、その場で工事着工を許可します。**事前申請等受付**・受給者情報・住宅改修が保険給付して適当な改修かどうか確認・支給限度基準額確認**事後申請等受付**・事前申請時と比較し適正な改修が行われたか確認 |

※1　理由書を作成できる方＝ケアマネジャー、１級建築士、福祉住環境コーディネーター２級等の有資格者

※2　申請者は要介護（要支援）認定者本人です。

※3　改修を行う被保険者と住宅の所有者が異なる場合のみ添付

※4　改修を行なった被保険者と住宅改修費の振込先口座名義人が異なる場合のみ添付

**（３）受領委任払い制度**

　　　・改修費用の自己負担額（１～３割）を施工業者に支払い、

　　　　その後、残りの保険給付分（９～７割）を市から施工業者に支払う。

　　　　※事前に市へ取扱業者としての登録が必要です。

**①住宅改修が必要な理由書の作成依頼**

　　　介護（予防）サービスを利用している方

　　　　・担当する介護支援専門員（ケアマネジャー）や地域包括支援センターの職員に作成を依頼する。

　　　介護（予防）サービスを利用していない方

　　　　・介護支援専門員（ケアマネジャー）や地域包括支援センターの職員、

　　　　　福祉住環境コーディネーター２級以上、１級建築士、理学療法士、作業療法士等に作成を依頼する。

**②事前申請**

　　　【提出書類】

　　　　１　住宅改修支給申請書

　　　　２　住宅改修が必要な理由書

　　　　３　図面

　　　　４　工事着工前の改修箇所ごとの写真（日付けがわかるもの）

　　　　５　住宅改修に要する費用の見積書

　　　　６　住宅の所有者の承諾書（住宅の所有者が対象者でない場合）

　　　　７　受領委任払に係る委任状

　**★事前申請の内容を審査、承認**

**⇒申請書類等に不備がない場合、窓口にて概ね３０分程度で支給申請書の「事前申請確認欄」に日付印を押印した支給申請書の写しをお渡しします。必ず受け取ってから着工してください。**

**③施工、完成、支払**

　　　・改修費用の自己負担額（１～３割）を施工業者に支払う。

**④事後申請**

　　　【提出書類】

　　　　１　改修後の改修箇所ごとの写真（日付けがわかるもの）

　　　　２　工事費内訳書

　　　　３　住宅改修に要した費用の領収書（自己負担額分）

　　**⑤支給**

　　　・改修が必要であると認められた場合、改修費の７～９割を市から施工業者へ振り込む。

**（４）手続き・支給までの流れ　受領委任払い制度**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 要介護（要支援）認定者 | 居宅介護支援事業所等 | 住宅改修事業者（登録済業者） | 市役所 |
| ・支給申請書（※１）・住宅改修が必要な理由書（※2）・見積書・改修前の写真（日付けがわかるもの）・図面・住宅の所有者の承諾書（※3）・受領委任払いに係る委任状（様式第７号）**事前申請**　工事着工前に市へ事前申請を行ないます申請書の写し工事の依頼工事完了後に改修対象費用の自己負担額分の工事費の支払い**事後申請**・改修対象の自己負担額分の領収書原本・工事費内訳書・改修後の写真支給決定通知（受領委任利用の旨お知らせ）担当ケアマネジャーがいる場合は、担当ケアマネジャーに依頼してください。住宅改修の相談 | 申請をケアマネジャーや住宅改修事業者へ依頼することができます。住宅改修が必要な理由書の作成（※1） | ○介護保険住宅改修費等の受領委任払いのお知らせ（様式第８号）○支給額の振込改修対象の自己負担額分の領収書及び工事費内訳書の作成工事着工↓完了見積書の作成登録事業者の名簿から事業者を選びます | 適正であった場合は、窓口にて工事着工を市が許可します。事後申請受理後、振込みまでに２、３ヶ月かかります。**事後申請等受付**・事前申請時と比較し適正な改修が行われたか確認**事前申請受付・確認**・受給者情報・住宅改修が保険給付して適当な改修かどうか確認・支給限度基準額確認・事業者の登録確認 |

※1　理由書を作成できる方＝ケアマネジャー、１級建築士、福祉住環境コーディネーター２級等の有資格者

※2　申請者は要介護（要支援）認定者本人です。

※3　改修を行う被保険者と住宅の所有者が異なる場合のみ添付

６．住宅改修の申請に必要な書類

《必要書類一覧》

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 書　類 | 償還払い | 受領委任払い |
| **事前申請** |
| 支給申請書 | ○ | ○ |
| 住宅改修が必要な理由書 | ○ | ○ |
| 図面 | ○ | ○ |
| 工事着工前の写真 | ○ | ○ |
| 工事費の見積書 | ○ | ○ |
| 住宅の所有者の承諾書 | 　　　　△（※１） | 　　　　△（※１） |
| 同意書 | 　　　　△（※２） | × |
| 受領委任払いに係る委任状 | × | ○ |
| **事後申請** |
| 改修後の写真 | ○ | ○ |
| 改修費の内訳書 | ○ | ○ |
| 領収書の原本 | ○ | ○ |
| 領収書の写し | ○ | ○ |

※１：住宅の所有者が対象者でない場合に必要

※２：振込先口座名義人が対象者でない場合に必要

（１）事前申請（改修前）に提出が必要な書類

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 内容 |
| １ | 住宅改修が必要な理由書 | 介護（予防）サービスを利用している方・担当する介護支援専門員（ケアマネジャー）や地域包括支援センターの職員に作成を依頼してください介護（予防）サービスを利用していない方・介護支援専門員（ケアマネジャー）や地域包括支援センターの職員、福祉住環境コーディネーター２級以上、１級建築士、理学療法士、作業療法士等に作成を依頼してください。 |
| ２ | 住宅改修に要する費用の見積書 | ・見積書の宛名は「対象者氏名」を記入してください。　※名字のみや上様等は不可です。・工事した箇所、内容および規模を明記し、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分してください。　※例：「～工事一式」の記載は不可です。・保険給付対象外の工事が含まれている場合は、対象工事と対象外工事費用を明確に区分して記入したものが必要です。 |
| ３ | 工事着工前の写真 | ・撮影した日付けの入った改修箇所ごとの写真を添付し、これからどのような工事を行うか確認できるものを提出してください。　【手すりの取付け】　　…手すりの取付け位置を把握しやすいよう、写真に取付け位置を赤ペン等で書き込んでください。　【段差の解消】　　…段差にメジャーを当てる等により数値の確認ができるように撮影をしてください。・カメラに日付機能がない場合には、黒板等に日付を記入し、工事箇所において撮影をしてください。　※改修内容によっては、カタログの添付をお願いする場合があります。 |

（２）事後申請（改修後）に提出が必要な書類

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 内容 |
| １ | 住宅改修に要した費用の領収書 | ・領収書の宛名は「対象者氏名」を記入してください。　※名字のみや上様等は不可です。・原則、領収証原本の提出が必要です。ただし、本人所持を希望する場合は、原本を提示のうえコピーを提出してください。 |
| ２ | 工事費内訳書 | ・内訳書の宛名は「対象者氏名」を記入してください。　※名字のみや上様等は不可です。・工事した箇所、内容および規模を明記し、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分してください。　※例：「～工事一式」の記載は不可です。・保険給付対象外の工事が含まれている場合は、対象工事と対象外工事費用を明確に区分して記入したものが必要です。・「見積書」は不可です。 |
| ３ | 改修後の写真 | ・撮影した日付の入った改修箇所ごとの写真が必要です。取り付け位置の確認や、使用した材料等の確認ができるように撮影してください。　※事前申請と同じ位置から撮影してください。 |

**住宅改修にかかるＱ＆Ａ**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 項目 | 質問 | 回答 |
| １ | 給付の可否 | 要介護者がこの住宅に一時的に身を寄せている場合、介護保険の住宅改修を行うことができるか。 | 介護保険の住宅改修は、現に居住する住宅を対象としており、住所地の住宅のみが対象となる。この住宅に住所地が移されていれば介護保険の住宅改修の支給対象となる。なお、住民票の住所と介護保険証の住所が異なる場合は一義的には介護保険証の住所が住所地となる。 |
| ２ | 給付の可否 | 現在、入院している高齢者がまもなく退院する予定であるが、住宅改修を行うことができるか。また、特別養護老人ホームを退去する場合はどうか。 | 入院中の場合は住宅改修が必要と認められないので住宅改修が支給されることはない。ただし、退院後の住宅について予め改修しておくことも必要と考えるので、事前に市町村に確認をしたうえで住宅改修を行い、退院後に住宅改修費の支給を申請することは差し支えない。（退院しないこととなった場合は申請できない）ものと考える。特別養護老人ホームを退去する場合も、本来退去後に住宅改修を行うものであるが、同様に取り扱って差し支えない。 |
| ３ | 給付の可否 | 住宅の新築は住宅改修と認められていないが、新築住宅の竣工日以降に手すりを取り付ける場合は、給付対象となるか。 | 竣工日以降に、手すりを設置する場合は住宅改修の支給対象となる。 |
| ４ | 給付の可否 | 家族が大工を営んでいるが、住宅改修工事を発注した場合、工賃も支給申請の対象とすることができるのか。 | 被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人または家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費を住宅改修費の支給対象とすることとされており、この場合も一般的には材料の購入費のみが支給対象となり工賃は支給対象外とすることが適当である。 |
| ５ | 給付の可否 | 賃貸住宅の場合、退去時に現状回復のための費用は住宅改修の支給対象となるか。 | 住宅改修の支給対象とはならない。 |
| ６ | 給付の可否 | 賃貸アパートの廊下などの共有部分は住宅改修の支給対象となるか。 | 賃貸アパート等の集合住宅の場合、一般的に、住宅改修は当該高齢者の専用の居室内に限られるものと考えるが、洗面所やトイレが共同となっている場合など、当該高齢者の通常の生活領域と認められる特別な事情により共用部分について住宅改修が必要であれば、住宅の所有者の承諾を得て住宅改修を行うことは可能であり、支給対象となる。 |
| ７ | 給付の可否 | 分譲マンションの廊下などの共用部分は住宅改修の支給対象となるか。 | 賃貸アパート等と同様、専用部分が一般的と考えるが、マンションの管理規定や他の区分所有者の同意（区分所有法による規定も可）があれば、共用部分の住宅改修も支給対象とすることができる。 |
| ８ | 支給申請 | 領収証は写しでもよいか。 | 申請時にその場で領収証の原本を提示してもらうことにより確認ができれば、写しでも差し支えない。 |
| ９ | 支給申請 | 支給申請の際、添付する工事費内訳書に関し、材料費、施工費等を区分できない工事があるが、全て区分しなければならないか。 | 工事費内訳書において、材料費、施工費等を適切に区分することとしているのは、便所、浴室、廊下等の箇所および数量、長さ、面積等の規模を明確にするためである。このため、材料費、施工費等が区分できない工事については無理に区分する必要はないが、工事の内容や規模等がわかるようにする必要はある。 |
| １０ | 支給申請 | 申請に添付する必要がある改修前後の写真は、日付が分かるものとのことであるが、日付機能のない写真機の場合はどうすればよいか。 | 工事現場などで黒板に日付等を記入して写真を撮っているように、黒板や紙等に日付を記入して写真に写しこむといった取扱をされたい。 |
| １１ | 手すりの取付け | 手すりには、円柱型などの握る手すりのほか、上部平坦型（柵状のもの）もあるが、住宅改修の支給対象となるか。 | 支給対象となる。高齢者によっては、握力がほとんどない場合やしっかり握れない場合もあるので、高齢者の身体の状況に応じて手すりの形状を選択することが重要である。 |
| １２ | 手すりの取付け・段差の解消 | 玄関から道路までの段差解消や手すりの設置は住宅改修の支給対象となると解してよろしいか。 | 支給対象となる。対象となる工事の種類は、通路への手すりの設置、通路へのスロープの設置、コンクリート舗装への変更等である。 |
| １３ | 段差の解消 | 床段差を解消するために浴室内にすのこを制作し、設置する場合は住宅改修の支給対象となるか。 | 浴室内すのこは、特定福祉用具の浴室内すのこ（浴室内において浴室の床の段差の解消ができるものに限る）に該当するものと考えられるので、住宅改修ではなく福祉用具購入の支給対象となる。 |
| １４ | 段差の解消 | 上がり框の段差の緩和のため、式台を設置したり、上がり框の段差を二段にしたりする工事は支給対象となるか。 | 式台については、持ち運びが容易でないものは床段差の解消として住宅改修の支給対象となるが、持ち運びが容易なものは対象外となる。また、上がり框を二段にする工事は床段差の解消として住宅改修の支給対象となる。 |
| １５ | 段差の解消 | 昇降機、リフト、段差解消機等の設置は住宅改修の支給対象となるか。 | 昇降機、リフト、段差解消機等といった動力により床段差を解消する機器を設置する工事は住宅改修の支給対象外である。なお、リフトについては、移動式、固定式または据え置き式のものは、移動用リフトとして福祉用具貸与の支給対象となる。 |
| １６ | 段差の解消 | 居室から屋外に出るため、玄関ではなく、掃出し窓にスロープを設置する工事は対象となるのか。また、スロープから先の道路までの通路を設置する工事は対象となるのか。 | 玄関にスローを設置する場合と同様に、スロープは段差の解消として、通路の設置も通路面の材料の変更として、住宅改修の支給対象となる。 |
| １７ | 段差の解消 | 玄関から道路までの通路の階段の段差を緩やかにする工事は住宅改修の支給対象となるか。 | 玄関の上がり框への式台の設置等と同様に、段差の解消として支給対象となる。 |
| １８ | 段差の解消 | 脱衣所と浴室床の段差を解消するため、浴室床のかさ上げまたはすのこ設置（住宅改修に係るものに限る）を行ったが、浴室床が上がったために行う次の①から③の工事について、段差解消に伴う付帯工事として取り扱うこととしてよいか。①水栓の蛇口の下に洗面器が入らなくなったために、水栓の蛇口の位置を変更。②浴室床が上がったために、相対的に浴槽の底との高低差が増え、浴槽への出入りが困難かつ危険になった場合の浴槽をかさ上げするなどの工事③ ②の状態で、技術的に浴槽のかさ上げが困難な場合の浴槽の改修または取替の工事 | ①から③いずれの場合も介護保険の住宅改修の給付対象として差し支えない。 |
| １９ | 段差の解消 | 自立して入浴または介助して入浴できるよう、浴室床と浴槽の底の高低差や浴槽の形状（深さ、縁の高さ等）を適切なものとするために行う浴槽の取替も「段差の解消」として住宅改修の給付対象として取り扱ってよいか。 | 浴槽の縁も、玄関の上がり框と同様「段差」に含まれるものとして取り扱って差し支えないものと考える。 |
| ２０ | 床または通路面 | 階段に滑り止めのゴムを付けることは、「滑りの防止および移動の円滑化等のための床材の変更」としてよいか。 | 「滑りの防止および移動の円滑化等のための床材の変更」に当たる。 |
| ２１ | 床または通路面 | 滑りの防止を図るための床材の表面の加工（溝をつけるなど）は、住宅改修の支給対象となるか。また、階段にノンスリップを付けたカーペットを張り付けたりする場合は支給対象となるか。 | いずれも床材の変更として住宅改修の支給対象となる。なお、ノンスリップが突き出していたり、あまりに滑りが悪いとつまずき転落する危険性もあるので、工事に当たっては十分に注意が必要である。 |
| ２２ | 床または通路面 | 通路面の材料の変更としてはどのような材料が考えられるか。また、この場合の路盤の整備は付帯工事として支給対象となるか。 | 例えば、コンクリート舗装、アスファルト舗装、タイル舗装、レンガ舗装等が考えられる。路盤の整備は付帯工事として支給対象として差し支えない。 |
| ２３ | 床または通路面 | 通路面について、滑り防止を図るための舗装材への加工（溝をつけるなど）や移動の円滑化のための加工（土舗装の転圧など）は、住宅改修の支給対象となるか。 | いずれも、通路面の材料の変更として受託改修の支給対象となる。 |
| ２４ | 扉 | 扉そのものは取り替えないが、右開きの戸を左開きに変更する工事は住宅改修の支給対象となるか。 | 扉そのものを取り替えない場合であっても、身体の状況に合わせて性能が代われば、扉の取替として住宅改修の支給対象となる。具体的には右開きの戸を左開きに変更する場合、ドアノブをレバー式把手等に変更する場合、戸車を設置する場合等が考えられる。 |
| ２５ | 扉 | 既存の引き戸が重く開閉が容易でないため、引き戸を取り替える場合は住宅改修の支給対象となるか。 | 既存の引き戸が重く開閉が容易でないという理由があれば支給対象となる。ただし、既存の引き戸が古くなったからといっても新しいものに取り替えるという理由であれば、支給対象とはならない。 |
| ２６ | 扉 | 門扉の取替えは、住宅改修の支給対象となるか。 | 開き戸等への扉の取替えとして支給対象となる。 |
| ２７ | 便器 | リウマチ等で膝が十分に曲がらなかったり、便座から立ち上がるのがきつい場合等に、既存の洋式便器の便座の高さを高くしたい場合、次の工事は便器の取替として住宅改修の支給となるか。①洋式便器をかさ上げする工事②便座の高さが高い洋式便器に取り替える場合③補高便座を用いて座面の高さを高くする場合 | ①は支給対象となる。②については、既存の洋式便器が古くなったことにより新しい洋式便器に取り替えるという理由であれば、支給対象とはならないが、質問のように対象者に適した高さにするために取り替えるという適切な理由があれば、便器の取替として住宅改修の支給対象として差し支えない。③については、住宅改修ではなく、腰掛け便座（洋式便器の上に置いて高さを補うもの）として特定福祉用具購入の支給対象となる。 |
| ２８ | 便器 | 和式便器から洗浄機能等が付加された洋式便器への取替は住宅改修の支給対象となるか。 | 商品として洗浄便座一体型の洋式便器が一般に供給されていることを考慮すれば、「洋式便器等への便器の取替」工事を行う際に、洗浄便座一体型の便器を取り付ける場合にあっては、住宅改修の支給対象に含めて差し支えない。 |
| ２９ | 便器 | 既存の洋式便器の便座を、洗浄機能等が付加された便座に取り替えた場合、住宅改修の支給対象となるか。 | 介護保険制度において便器の取替を住宅改修の支給対象としているのは、立ち上がるのが困難な場合等を想定しているためである、洗浄機能等のみを目的として、これらの機能が付加された便座に取り替える場合は住宅改修の支給対象外である。 |
| ３０ | 便器 | 和式便器の上に置いて腰掛け式に変換するものは住宅改修に該当するか。 | 腰掛け便座として福祉用具購入の支給対象となる。 |